

★12月のお知らせ★

事業主の
みなさまへ

労働環境を見直してみよう！

11月は過労死等防止啓発月間で、過労死等をなくすための取り組みやキャンペーンが実施されます。今後、どのような点に注意が必要なのかを確認してみましょう。

①36協定の内容は適切ですか？

- 事業所ごとに届出を行っていますか？
- 時間外・休日労働が36協定の範囲になっていますか？
- 限度時間を超えて時間外労働を行わせる場合に、特別条項を付けていますか？
- 特別条項を適用する場合に、36協定の中で定めた社内手続きを行っていますか？
- 特別条項を適用する場合に、その時間外労働は特別な事情によるものになっていますか？
- 特別条項を適用する場合に、その適用は年6回以内となっていますか？



確認事項



②賃金不払残業はありませんか？

③不適切な労働時間管理をしていませんか？

④長時間労働者に対して、医師による面接指導等、健康確保措置を講じていますか？

年末調整の準備をしましょう

今年も年末調整の時期が近づいて来ました。対象者へ確認する事項、提出してもらう書類も多くありますので、提出もれ、添付忘れがないように回収期限を早めに設け、確認しましょう。生命保険や個人年金などの控除証明書が届きましたら、大切に保管しておくよう、従業員の方へお伝えください。

①平成29年度 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

☆扶養者等に変更がないか確認

☆変更がある場合には赤字で訂正

②平成29年度 給与所得者の保険料控除申請書 兼 配偶者特別控除申告書

☆各種保険料の証明書の準備

☆配偶者の所得額を確認



★平成29年12月の営業土曜日は
以下のとおりです。

| | |
|--------|-----------|
| 2日(土) | 休 |
| 9日(土) | 営業(税務・労務) |
| 16日(土) | 営業(税務・労務) |
| 23日(土) | 休 |



★ ご質問、ご相談等はこちらまで...

トキワビジネス協同組合
埼玉社会保険労務事務所
寺山社会保険労務士事務所



TEL : 048 - 571 - 2231

FAX : 048 - 570 - 1929

URL : <http://www.tokiwa-business.com/wp4app/>

年末年始の休業日 平成29年12月29日(金)～平成30年1月3日(水)